

更新手続きに係る提出書類について

□ 更新申請に必要な書類

- 申請書類等は水道法で様式が定められております。
- 申請書類は、局ホームページに Word, PDF データを公開しています。
⇒ 局ホームページのキーワード検索に、ページ ID 「1002611」を入力して検索
または 局ホームページ → 便利ショートカット「様式集」 → 「各種申請書・届出書一覧（水道・下水道に関するもの）」へ。
- 申請にあたり、日付は記入しないでください。

【提出書類一覧】

個人	法人	申請の際に、お持ちいただくもの	備考
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1)	表面と裏面の両面記入
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	機械器具調書 (別表)	4種類の機械器具について、必ず1種類以上記入
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	誓約書 (様式第2)	
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	登記事項証明書 (原本)	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書のうち、<u>履歴事項証明書</u>を添付して下さい。 発行日から3か月以内のものを添付 ※登記情報提供サービスによるもの (法務局の印のないもの) は証明力がないので不可
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	定款の写し	<ul style="list-style-type: none"> 直近のものを添付 原本証明の記載が必要 (※1 参照)
<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	住民票の写し (原本)	<ul style="list-style-type: none"> 発行日から3か月以内のものを添付 ※個人番号は表示しないでください。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	選任している主任技術者の技術者の免状 (写し) または技術者証 (写し)	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	指定事業者証 (旧)	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	事業所・機械器具等の写真	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項	別途指定する様式を提出してください。

※1 原本と相違ないことが確認できるよう、余白に以下を参考に記載してください。

【原本証明の例】

この写しは原本と相違ないことを証明する。

令和〇年〇月〇日

会社名

住所

代表者役職・氏名

□ 注意事項

1 指定給水装置工事事業者申請書（両面）【様式第1】

- ① 「事業の範囲」には、給水装置工事業・管工事業などの営業内容を詳細に記すこと。
- ② 複数の事業所がある場合は、事業に支障のない限り、複数の事業所を登録することも可。
- ③ 主任技術者は事業所ごとに選任すること。事業に支障がなければ同一人の兼任も可。

2 機械器具調書【別表】

下記の①～④の性能を有する機械器具を詳細に記入すること。

- ① 金切りのこぎり等の管の切断用の機械器具
- ② ヤスリ、パイプねじ切り器等の管の加工用の機械器具
- ③ トーチランプ、パイプレンチ等の管の接合用の機械器具
- ④ 水圧テストポンプ

3 誓約書【様式第2】

水道法第25条の3第1項第3号のイ～へに該当していないことを誓約すること。

- イ 心身の故障により給水装置工事業の事業を適正に行うことができない者
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 水道法に違反し、2年以上経過していない者
- ニ 水道法等の規定により指定を取り消され、2年以上経過していない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのある者
- ヘ 法人であって、その役員のうち上記のイ～ホに該当する者がいる場合

□ 更新申請時における4項目の確認に必要な書類

指定更新申請の際に、4項目の確認を行います。別途指定する様式を提出してください。